

平成30年度軽自動車税額・グリーン化特例について

税務課 ☎823-9204 FAX 823-9627

1 税額について

平成30年度の軽自動車税の税額は次のとおりです。

軽四輪・三輪の税額

初度検査（※1）の時期により、「税額1」、「税額2」、「税額3」のいずれかの税額になります。

| 車 種  |     |     |     | 税額1    | 税額2     | 税額3     |
|------|-----|-----|-----|--------|---------|---------|
| 軽自動車 | 軽四輪 | 乗用  | 営業用 | 5,500円 | 6,900円  | 8,200円  |
|      |     |     | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
|      |     | 貨物用 | 営業用 | 3,000円 | 3,800円  | 4,500円  |
|      |     |     | 自家用 | 4,000円 | 5,000円  | 6,000円  |
|      | 軽三輪 |     |     | 3,100円 | 3,900円  | 4,600円  |

◎税額3  
賦課期日（4月1日）時点で初度検査から13年を経過している車両に適用。  
ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール（混合メタノールを含む）自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車、専ら雪上を走行するものに関しては、「税額3」は適用されません。  
（※1）初度検査とは、最初の新規検査のことであり、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するときを受ける検査のことです。

△参考◆税額3の適用開始年度▽  
※初度検査年月（または初度検査年）は自動車検査証に記載されています。

| 初度検査年月<br>（または初度検査年） | 税額3<br>適用開始年度 |
|----------------------|---------------|
| 平成16年4月～平成17年3月      | 平成30年度～       |
| 平成17年4月～平成18年3月      | 平成31年度～       |
| 平成18年4月～平成19年3月      | 平成32年度～       |

原動機付自転車、軽二輪などの税額

| 車 種           |                         | 税 額    |
|---------------|-------------------------|--------|
| 原 動 機 付 自 転 車 | 二輪で総排気量が50cc以下          | 2,000円 |
|               | 二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下   | 2,400円 |
|               | 二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下  | 2,400円 |
|               | ミニカー                    | 3,700円 |
| 軽 二 輪         | 二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下 | 3,600円 |
| 小型特殊自動車       | 農耕作業用                   | 2,400円 |
|               | その他                     | 5,900円 |
| 二輪小型自動車       | 総排気量が250ccを超えるもの        | 6,000円 |

2 グリーン化特例

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初度検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、平成30年度に限り特例措置（グリーン化特例）が適用されます。

| 車 種  |       | グリーン化特例による軽減税額 |        |        |
|------|-------|----------------|--------|--------|
|      |       | 税額ア            | 税額イ    | 税額ウ    |
| 軽自動車 | 軽四輪以上 | 営業用            | 1,800円 | 3,500円 |
|      |       | 自家用            | 2,700円 | 5,400円 |
|      |       | 営業用            | 1,000円 | 1,900円 |
|      |       | 自家用            | 1,300円 | 2,500円 |
|      | 軽三輪   | 1,000円         | 2,000円 | 3,000円 |

◎税額ア 電気自動車または天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10パーセント低減または平成30年排出ガス規制適合）について平成30年度の税額がおおむね75パーセント減となります。

◎税額イ 平成17年排出ガス基準75パーセント低減（★★★★★）または平成30年排出ガス規制50パーセント低減のうち、次の車両について平成30年度の税額がおおむね50パーセント減となります。

乗用◆平成32年度燃費基準値より30パーセント以上燃費性能の良い車両  
貨物用◆平成27年度燃費基準値より35パーセント以上燃費性能の良い車両  
◎税額ウ 平成17年排出ガス基準75パーセント低減（★★★★★）または平成30年排出ガス規制50パーセント低減のうち、次の車両について平成30年度の税額がおおむね25パーセント減となります。

乗用◆平成32年度燃費基準値より10パーセント以上燃費性能の良い車両  
貨物用◆平成27年度燃費達成基準値より15パーセント以上燃費性能の良い車両

全町民に「マイナンバー」

住民課 ☎823-9205  
FAX 823-9627

～特別編 マイナンバーカードらくらく申請キャンペーン～

2月28日まで、「マイナンバーカードらくらく申請キャンペーン」を実施し、顔写真撮影からインターネットを経由しての申請まで、役場窓口で行います。写真をご自身で用意していただく必要がないため、手軽に申請できます。この機会に、ぜひ、マイナンバーカードを作成してください。

申請できる人（次の全てに当てはまる人）

- ・海田町に住民登録がある人
- ・まだマイナンバーカードを申請していない人
- ・申請後2カ月以内に転居・転出予定がない人

申請から受け取りまでの流れ

- ①本人確認書類（免許証や保険証）、個人番号カード交付申請書（所有している人のみ）を持参し、役場住民課に来庁してください。
- ②住民課の窓口で写真撮影を行い、そのままインターネット経由で申請します。
- ③1～2カ月後、カード完成のお知らせをお送りしますので、受け取りに来てください。

なお、次のものを用意していただいた場合、カードを直接自宅まで送付いたします。

1. 運転免許証や住民基本台帳カードなど、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類1点または、顔写真のない本人確認書類2点（詳しくは、住民課に問い合わせてください）
2. 通知カード
3. 住民基本台帳カード（持っている人のみ）  
（その他、申請時に、カードの暗証番号を決めていただきます）  
※詳しくは、役場住民課に問い合わせてください。

マイナンバー制度について、不明な点、不安な点などありませんか？

困っていることがあれば、役場などに相談したり、以下を参考にしてください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）】

（平日：9時30分～20時、土・日曜日、祝日：9時30分～17時30分（年末年始を除く））

【日本語対応】

**0120-95-0178**

【英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応】

**0120-0178-26**

（マイナンバー制度に関すること）

**0120-0178-27**

（「通知カード」「個人番号カード」に関すること）

